

障 地 第 1552 号
令和 3 年 5 月 31 日

各市町村障がい児支援主管課長 様

大阪府福祉部障がい福祉室地域生活支援課長

緊急事態宣言の延長に伴う障がい児通所支援事業所の対応について

日頃より、本府障がい福祉行政の推進にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。また、新型コロナウイルス感染症への対応につきましては、多大なご尽力をいただきありがとうございます。

令和 3 年 5 月 28 日に緊急事態宣言が令和 3 年 6 月 20 日まで延長されることとなりました。

これに伴いまして、「緊急事態宣言発令に伴う障がい福祉サービス等事業の継続について」（令和 3 年 5 月 31 日付障企第 1295 号）により、本府より貴市町村障がい福祉主管部長に別添のとおり通知させていただいたところです。

障がい児通所支援事業につきましても、上記通知にご留意の上、支援の必要な児童に適切なサービスが提供されるよう、引き続きご対応くださいますようお願いいたします。

担当者

大阪府福祉部障がい福祉室地域生活支援課
発達障がい児者支援グループ 松尾・田中

電話：06-6944-9179

FAX：06-6944-2237